

院外処方箋の疑義照会における照会作業の省略事例や注意点

今回の取り組みにおける保険薬局でのご対応等は疑義照会における照会作業の省略（事前合意に基づいた疑義照会した事として取り扱う）です。

処方変更の際の大原則をお示しします

1. 患者又は患者家族等代諾者に対し、適正な服用・使用方法、安定性、価格等を説明し、理解と同意を得た上で変更してください。
2. 処方箋の「変更不可」の欄にチェックがある場合は、処方薬を変更出来ません。 また、「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載、その他指示がある場合は、その指示に必ず従ってください。
3. 処方変更は各医薬品の効能・効果及び用法用量を遵守した変更としてください。
4. 処方変更は医薬品の有効性や品質が担保でき、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限ります。
5. 麻薬はいかなる場合も変更出来ません。

① 同一有効成分かつ同一剤形の医薬品への変更

（生活保護被保護者は除く：生活保護法第 34 条第 3 項）

但し、変更不可処方の場合は不可です。 効能・効果が一致することをご確認ください。

先発⇔先発 先発⇔後発 後発⇔後発

（変更可能な事例）○：アムロジシン錠⇔ノルバスク錠、アムロジピン錠⇔ノルバスク錠
単剤から配合剤、配合剤から単剤は不可です。

（変更不可の事例）×：アイミクス配合錠 LD⇔イルベサルタン 100mg+アムロジピン 5mg

② 類似する別剤形の医薬品への変更（後発品の変更調剤を先発品でも可とします）

但し、内服用固形剤のみの運用です。 変更不可処方の場合は不可です。

用法・用量が変わらないことをご確認ください。

錠剤⇔口腔内崩壊錠⇔カプセル、散剤⇔顆粒⇔細粒⇔末剤⇔ドライシロップ

（変更可能な事例）○：アムロジピン錠⇔ノルバスク OD 錠

外用薬の剤形変更は不可です。

（変更不可の事例）×：テープ剤⇔シップ剤⇔軟膏⇔クリーム⇔外用液剤（ローション等を含む）

③ 含量規格の異なる医薬品への変更（錠剤・口腔内崩壊錠・カプセル剤に限ります）

例：アムロジピン OD 錠 2.5mg 2 錠⇔アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠

④ 外用薬の包装規格変更（処方総量が変わらないことをご確認ください）

例：△△軟膏 5g 2 本→△△軟膏 10g 1 本

□□シップ●●mg (5 枚入り) 7 袋→□□シップ●●mg (7 枚入り) 5 袋

※本来、疑義照会の必要性はありません。

⑤ 一包化調剤

有効性や品質が担保可能で服薬アドヒアランスが向上すると思われるケースです。

患者のコンプライアンス、アドヒアランスを必ず評価してください。

例）コンプライアンスが悪く薬が沢山あり飲み忘れる。

⑥ 服用困難時の半割、粉砕等

有効性や品質が担保できる場合です。

例）錠剤が大きく飲みにくい → 錠剤を服用しやすい状態にする

ダイフェン配合錠→ダイフェン配合顆粒

ダイフェン配合錠→バクタ配合錠粉砕

⑦ 外用剤の用法の間違いにおける変更や用法の不備

薬学的総合判断が出来ない場合は疑義照会してください。

⑧ 明らかな日数違い

骨粗鬆症薬（ビスホスホネート製剤）に限る

例）他の内服薬の処方日数が 28 日分で、フォサマック錠 35mg も 28 日分で処方。→4 日分

⑨ エンシュア・H/ラコール/イノラス等における味の変更

例）ラコール NF 配合経腸液 バナナ→ミルク

⑩ 残薬調整

残薬調整の目的による日数短縮に限る。外用薬等の本数変更も含む。

日数〇は不可。